

秦野市分別・リサイクル優良事業所及び優良収集運搬許可業者の
認定に関する要綱

(令和3年3月17日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の適正処理意識の高揚を図り、循環型社会の形成を推進するため、事業系廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用について、他の模範となる本市内の事業所を分別・リサイクル優良事業所に、より適正な事業運営に取り組む秦野市一般廃棄物収集運搬許可業者を優良収集運搬許可業者にそれぞれ認定することについて必要な事項を定める。

(分別・リサイクル優良事業所の認定対象)

第2条 この要綱による分別・リサイクル優良事業所の認定の対象とする事業所は、本市内の事業所であって、別表第1に掲げる認定基準を満たすものとする。

2 同一建物内において複数の店舗が廃棄物の処理を合同で行う事業所は、代表となる事業所を認定の対象とする。

3 同一の事業者が複数の事業所を有している場合は、各事業所を認定の対象とする。

(優良収集運搬許可業者の認定対象)

第3条 この要綱による優良収集運搬許可業者の認定の対象とする事業者は、本市の一般廃棄物収集運搬許可を得た事業者であって、別表第2に掲げる認定基準を満たすものとする。

(認定申請)

第4条 分別・リサイクル優良事業所の認定を受けようとする事業所は、分別・リサイクル優良事業所認定申請書(第1号様式)により、優良収集運搬許可業者の認定を受けようとする事業者は、優良収集運搬許可業者認定申請書(第2号様式)により申請するものとする。

(認定)

第5条 前条の規定による申請があったときは、その申請内容の確認、現地調査その他必要な審査を行い、認定の可否について、分別・リサイクル優良事業所・優良収集運搬許可業者認定(不認定)通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

2 前項の規定により認定の通知を受けた事業所及び事業者(以下「認定事業所等」という。)に対しては、認定看板を交付する。

(有効期間)

第6条 前条第1項の規定による認定の有効期間は、その認定をした日から起算して2年間とする。

(認定の更新)

第7条 認定事業所等は、認定の更新を希望するときは、有効期間の満了の日の1か月前までに更新の申請をするものとする。

2 前項の更新の手続については、第4条の規定を準用する。

(公表)

第8条 認定事業所等の名称その他の情報については、本市のホームページに掲載する等広く市民に知らせるよう努めるものとする。

(認定の取消し)

第9条 認定事業所等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 事業系一般廃棄物の分別・リサイクル等の取組内容に継続性がないとき。
- (2) 認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 重大な法令違反、市税等の滞納その他公序良俗に反する行為があるとき。
- (4) その他市長が認定を取り消すことが適当と認めるとき。

(認定の失効)

第10条 認定事業所等が廃業したとき及び廃業と同等の状態にあると認めるときは、その認定は失効するものとする。

(認定看板の返却)

第11条 認定事業所等は、次のいずれかに該当するときは、第5条第2項の認定看板を返納するものとする。

- (1) 第6条の有効期間が経過したとき。
- (2) 第9条の規定により認定を取り消されたとき。
- (3) 前条の規定により認定が失効したとき。

附 則

この要綱は、令和3年3月17日から施行する。